

那賀町上流ケーブルテレビ加入契約約款

那賀町(以下「甲」という。)が設置するCATV施設によりサービス提供を受ける加入者(以下「乙」といいます。)は、次の条項を遵守するものとします。

(契約者に係る情報の利用)

第1条 那賀町上流ケーブルテレビは、ケーブルテレビ加入契約者に係る氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、那賀町上流ケーブルテレビ、提携事業者又は協定事業者の契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の那賀町上流ケーブルテレビの契約約款等、提携事業者又は協定事業者の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

(注)業務の遂行上必要な範囲での利用には、ケーブルテレビ加入契約者に係る情報を那賀町上流ケーブルテレビの業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(提供するサービス)

第2条 甲は、サービス提供区域(以下「業務区域」といいます。)において、サービス提供に必要な施設を設置するとともに、その維持及び運営にあたるものとし、乙に次のサービスを提供いたします。

- (1) テレビジョン放送及びFMラジオ放送の同時再送信サービス
- (2) 自主放送サービス
- (3) 放送衛星及び通信衛星の放送の再送信サービス提供
- (4) IP電話サービス
- (5) 上記事業に附帯するサービス業務

(加入の単位)

第3条 加入は、保安器ごとに行うものとします。ただし、公営住宅、アパート等の集合住宅及び複数の企業が入居している建物等については、入居者単位とします。

(加入の承認)

第4条 加入は、乙があらかじめこの約款を承認したうえで加入申込書兼承認書に必要事項を記入して提出し、甲がこれを承認したときに成立するものとします。

2 乙は、加入者引込線設置工事及び宅内配線工事施工について、あらかじめ土地所有者、家屋所有者及びその他利害関係人の承諾を得ておくものとし、後日問題が生じた場合があっても、甲は、責任を負わないものとします。

(料 金)

第5条 乙は、下記に掲げる料金を甲に支払うものとします。

- (1) 加入料 52,500円
- (2) 加入料は、別に定める加入促進期間については、これを減額することがあります。又、支払方法については、甲が発行する納付書により納期限までに支払うものとします。
- 2 使用料
 - (1) 乙は、別表1に定める月額使用料をサービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月から支払うものとします。ただし、宅内工事が完了した日又は業務の提供の再開の届出の日の属する月の途中で加入の解除又は業務の提供の休止の届出をした時は1月分を徴収します。
 - (2) 有料番組のサービス提供を受けた場合には、前号の月額使用料の他に、別表2の料金を支払うものとします。
 - (3) 使用料の支払いは、月払いとし当該月分は翌月の25日までに支払うものとします。
 - (4) 加入料及び月額使用料には、放送法に基づく日本放送協会(以下「NHK」といいます。)及び株式会社WOWOW(以下「WOWOW」といいます。)の放送受信料は含まないものとし、乙は別途

NHK及びWOWOWに対して放送受信料等を支払うものとします。

- (5) 社会経済情勢の変化に伴い、使用料を改定することがあります。この場合は、改定の1箇月前までに当該加入者にお知らせします。

(料金の支払方法)

第6条 乙が甲に支払う料金の支払方法は、口座振替を原則とします。

- 2 甲は、原則として乙に対して請求書及び領収書の発行は行わないものとします。

(減免規定)

第7条 甲が特に必要があると認めた場合は、加入金及び基本使用料を減免できます。

(免責事項)

第8条 落雷等の天災その他やむを得ない事由により、甲が第2条に定める全チャンネルのサービス提供ができなかった場合が生じても、使用料金の減額は行わないものとします。

(音声告知放送端末機及びホームターミナルの貸与)

第9条 甲は音声告知放送端末機及びホームターミナルを乙に貸与し、加入の解除又は業務の提供の休止時は乙は甲にこれを返却するものとします。

- 2 乙は、貸与された音声告知放送端末機及びホームターミナルを善良なる管理者の注意をもって取扱い、甲の承認なしに移動または取り外し等は行わないものとします。
- 3 乙は、故意又は過失により音声告知放送端末機及びホームターミナルを破損又は紛失したときは、その損害相当額を甲に支払うものとし、これに伴い必要となる消耗品等の費用についても乙が負担するものとします。

(施設の設置及び費用の負担)

第10条 本施設のうち、放送センターから保安器までの設備の設置に要する費用は甲が負担し、保安器の引込端子からテレビジョン受像機及び音声告知放送端末機までの施設設置に要する費用は、乙が負担するものとします。又、自営柱の建柱、地下埋設、鉄筋コンクリートの穴あけ等、加入者敷地内及び宅内の特別工事を必要とする場合は、乙がその費用を負担するものとします。

- 2 最寄りのタップオフから保安器までの引込工事で、乙の要請により施設の拡張工事が生じた場合は、乙がその費用を原則負担するものとします。
- 3 本施設の設置工事は、甲又は甲が指定する工事業者が行うものとします。

(施設の管理関係)

第11条 本施設のうち、放送センターから保安器出力端子までの施設及び音声告知放送端末機並びにホームターミナルは甲の管理とし、音声告知放送端末機及びホームターミナルを除き第10条第1項で規定する自営柱、地下埋設設備等及び保安器出力端子以降の全ての宅内施設は乙の管理とします。

(施設の維持管理)

第12条 甲は放送センターから保安器出力端子までの施設について維持管理します。

- 2 乙は、甲の施設の維持管理の必要上、甲のサービス提供が一時停止することを承認するものとします。

(故障、保守等に伴う責任負担)

第13条 甲は、乙から甲がサービスを提供する受信施設に異常がある旨の申し出があった場合は、速やかにこれを調査し、必要な措置を講ずるものとします。ただし、受信異常が乙の所有する受信設備及びテレビジョン受像機等に起因する場合は、この限りではありません。

- 2 甲がサービスを提供する受信設備に異常をきたしている原因が乙の所有にかかる設備による場合は、乙がその設備の修復に要する費用を負担するものとします。

3 乙は、故意又は過失により、甲の提供するサービス施設に故障を生じさせた場合は、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。

(一時休止等)

第14条 乙は、サービスの提供の一時休止、又はその再開を希望する場合は、直ちに甲にその旨を文書で申し出るものとします。この場合は、一時休止を申し出た日の属する月の翌月から再開した日の属する月までの期間の料金は、第4条第2項第1号の規定にかかわらず無料とします。なお、一時休止及びその再開により工事費が発生する場合、乙はその費用を負担するものとします。

2 一時休止の期間は、原則1年以内とします。

(設置場所の変更等)

第15条 乙は、テレビジョン受像機及び音声告知放送端末機又はホームターミナルの設置場所を変更しようとする場合は、甲又は甲の指定する工事業者にその旨を申し出るものとします。

2 乙は、前項の変更に要する費用を負担するものとします。

(名義変更)

第16条 次の場合において、乙の契約事項について異動が生じたときは、乙及びその相続人又は承継人は、甲の確認を得てその名義を変更することができるものとします。

(1) 相続があったとき

(2) 甲のサービスを受ける権利義務をその承継人に継承するとき

2 前項の規定により名義を変更しようとするときは、乙又は乙の相続人並びに承継人は、甲に対してすみやかにその旨を文書で申し出るものとします。

(加入の解除)

第17条 乙は、加入を解除しようとする場合は、速やかに文書で甲にその旨を申し出るものとします。

2 加入契約が解除となった場合において、すでに支払われた加入料については返還いたしません。

3 乙が月額使用料を3箇月以上延滞したときは、甲は加入契約を解除することができるものとします。

4 第1項により加入を解除するときは、甲は、甲の所有にかかる施設を撤去します。ただし、撤去に伴い乙が所有若しくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要するときは、乙は、その復旧費用を負担するものとします。

(乙の義務違反による停止)

第18条 甲は、乙にこの約款に違反する行為があったと認められる場合は、乙に通告のうえサービスの提供を停止し、又は加入契約を解除することができるものとします。

(天災に関する事項)

第19条 落雷等により、乙のテレビジョン受像機等が破損した場合は、甲の責任は及ばないものとし、テレビジョン受信機等の修理等に要する費用は乙が負担するものとします。

2 前項に規定するもののほか、甲の責めに帰することができない天災、事変等により、サービスを停止せざるを得なくなった場合は、甲は、その損害についての賠償には応じません。

(サービスの無断使用、営利使用の禁止)

第20条 乙が記録装置、配線等により甲のサービスを第三者に提供することは、有償・無償にかかわらず禁止します。

(延滞利息)

第21条 乙は、使用料その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として、甲が指定する方法により、指定する期日までに支払うものとします。

(端数処理)

第22条

甲は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(定めなき事項)

第23条 この約款に定めなき事項又は疑義が生じた事項は、甲・乙誠意を持って協議のうえ、解決にあたるものとします。

(約款の改正)

第24条 甲は、この規約を有線テレビジョン放送法の規定に基づき改正する場合があります。

附則

- ・この約款は、平成16年4月1日より効力を発するものとします。
- ・変更後のこの約款は、平成17年4月1日より効力を発するものとします。

別表1

区 分	月 額 料 金
基本使用料	1,470円
1台目ホームターミナル使用料	630円
2台目以降のホームターミナル使用料	525円

別表2

有 料 番 組 名	有料番組視聴料
WOWOW	2,100円
グリーンチャンネル(競馬)	1,260円
衛星劇場	1,890円
スターチャンネル	1,890円

表示料金は、すべて消費税込みで表示してあります。